

## 臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します

問合せ：福祉健康課 社会福祉担当 ☎ 991-1874

消費税率の引上げによる影響を緩和するための措置として、臨時福祉給付金を支給します。

### ■給付金の対象者

平成28年1月1日時点で松伏町に住民登録があり、平成28年度の町民税均等割が課税されていない方。

ただし、町民税均等割が課税されている方の扶養等になっている方や、生活保護制度の被保護者等は対象外となります。

※町民税が課税されない方かどうか判断するには、町民税・県民税の申告が必要です。

収入・所得がない方でも申告をしていないと、臨時福祉給付金の対象とならない場合があります。

### ■給付金額/対象者1人につき1万5千円を給付します。

### ■給付金の手続・申請方法など

給付対象者となる可能性のある方に対して申請書を送付します(3月初旬発送)。必要事項などを記入し、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

※申請書が届いた方でも、所得条件等により給付対象とならない場合があります。

申請期間	平成29年3月2日(木)～5月31日(水)
給付開始時期	平成29年3月下旬以降を予定

### ■給付金の支給方法

松伏町で申請書類を審査し、給付対象と認められた場合は、申請者が指定する銀行口座に世帯分の給付金をあわせて振り込む予定です。

#### 「臨時給付金受付窓口・電話」の案内

「臨時福祉給付金」に関する専用の窓口及び電話を設置しています。

給付金に関するお問い合わせについては、下記までお願いします。

■受付窓口/役場本庁舎1階の環境経済課の隣 相談コーナー

■専用電話/☎0120-797626

■受付時間/午前9時～午後4時(土・日曜日及び祝・休日を除く)

## 松伏町長選挙が5月14日(日)に行われます

問合せ：松伏町選挙管理委員会(総務課内) ☎ 991-1893

平成29年6月1日任期満了に伴う松伏町長選挙が行われます。

■投票日時/5月14日(日)午前7時～午後8時

■開票日時及び場所/5月14日(日)午後8時50分～  
松伏第二小学校体育館(即日開票)

■告示日/5月9日(火)

※選挙の詳細については、広報5月号に掲載します。

#### 立候補予定者説明会について

■日時/4月7日(金)午後2時～

■場所/役場本庁舎2階 201会議室

■対象/立候補予定者又は責任者など

(会場の都合により、出席者は候補者を含め3名以内でお願いします。)

